

# 新型コロナウイルス感染症に係る 特別要望書

令和2年11月12日

山 口 県



## 新型コロナウイルス感染症に係る特別要望

本県では、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期するため、「感染拡大の防止」、「県民生活の安定」、「県内経済の下支え」、「消費需要の喚起」、「社会変革の推進」の5つの柱からなる緊急対策を取りまとめ、全力を挙げて取り組んでいます。

県内の感染者は200人を超えましたが、ここ最近では、断続的に感染が確認されているものの、比較的落ち着いています。

しかしながら、今後、季節性インフルエンザの流行期を迎え、医療機関の負担が大幅に増加することも懸念されるため、関係機関との連携の下、身近な医療機関で相談・検査を受けられる体制の整備や、「地域外来・検査センター」の拡充など、引き続き、感染拡大防止に万全の対策を講じているところです。

こうした中、国においては、菅新内閣の下、新型コロナウイルス対策と経済再生の両立を最優先課題に掲げ、感染状況や経済動向を注視しながら、躊躇なく、必要な対策を講じていくとされています。

本県としても、こうした国の取組と連携しながら、何よりも県民の命と健康を守ることを最優先とし、今後の更なる感染拡大に備え、万全の対策を講じるとともに、県民生活の安定確保と社会経済活動の段階的な引上げに重点的に取り組んでまいります。

については、本県の新型コロナウイルス感染症対策のより一層の充実に向け、緊急かつ重要な事項についてとりまとめましたので、特段の御配慮をお願いします。

令和2年11月12日

山口県知事 村岡嗣政

山口県議会議長 柳居俊学

## 目 次

### 1 検査体制・医療提供体制の整備

- (1) PCR等検査体制の強化 ..... 1
- (2) 医療提供体制の充実・強化 ..... 1
- (3) ワクチン・特効薬の早期開発、実用化 ..... 2
- (4) インフルエンザワクチンの安定供給の確保 ..... 2
- (5) 医療機関等への医療用資機材の安定供給体制の確保 ..... 2
- (6) 保健所機能の充実・強化 ..... 2
- (7) 偏見・差別行為等の排除 ..... 3

### 2 学校・高齢者施設等における感染防止対策の強化

- (1) 社会福祉施設等における感染防止対策への支援 ..... 4
- (2) 幼稚園・学校における感染防止対策への支援 ..... 4

### 3 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実

- (1) 中小企業に対する金融支援制度の継続的な運用 ..... 5
- (2) 雇用対策の充実 ..... 6

### 4 新型コロナウイルス感染症に係る地方財政支援について

- (1) 減収補てん債制度の拡充 ..... 7
- (2) 今後必要となる対策への確実な財政支援 ..... 7

# 1 検査体制・医療提供体制の整備

《内閣官房／厚生労働省》

- 本県における新型コロナウイルス感染症については、8月に複数のクラスターが発生した後、現在は小康状態を保っているものの、新たな感染者の確認が断続的に続いており、引き続き警戒を強めていく必要がある。
- また、今後は、新型インフルエンザの流行期を迎えることから、地域の医療と県民の健康を守るためにも、同時流行を見据えた感染拡大防止対策に取り組むとともに、感染の長期化を想定した、万全の備えが必要である。
- ついては、PCR等検査体制や医療提供体制の強化、必要な資機材の安定供給体制の確保、保健所の機能強化など、本県の体制整備に向けた国の支援について要望する。

## (1) PCR等検査体制の強化

季節性インフルエンザの流行期にPCR等検査を確実に実施できるよう、検査試薬及び検査キット等の確実な供給や、PCR検査センターの運営費用の助成等検査体制に対する継続的な支援を行うこと。

また、迅速かつ安全な検査ができるよう、検体の前処理に要する時間の短縮や唾液による簡易検査キットの活用など、検査手法の開発等を進めること。

さらに、医療機関等の施設内感染を防ぐため、医療関係者等への一斉・定期的なPCR等検査を行政検査に位置づけるとともに、今後増加が見込まれる民間需要に対応するため、民間検査機関等における検査体制構築の取組を促進すること。

## (2) 医療提供体制の充実・強化

重点医療機関や入院協力医療機関が安心して患者を受け入れる体制を確保できるよう、感染防止対策や、医療従事者等が感染した場合の補償など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により継続して十分な支援を行うこと。

また、季節性インフルエンザの流行期において、発熱患者を受け入れる「診療・検査医療機関」に対して、診療報酬上の措置や協力金の支給など受入れ患者数に応じた支援も行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場

合の休業補償を行うこと。

さらに、患者を受け入れていない医療機関においても、受診控え等により経営が厳しくなっていることから、全ての医療機関に対する財政支援など、経営に支障をきたすことのないよう特段の配慮を行うこと。

併せて、軽症患者等を受け入れる宿泊療養施設での受入・運営体制等について、継続的に十分な支援を行うこと。

### **(3) ワクチン・特効薬の早期開発、実用化**

ワクチン及び特効薬の早期開発・実用化について、国を挙げて支援するとともに、治療法の確立を実現すること。

また、ワクチン接種に際しては、需要に対応できる十分な量を安定的に供給するとともに、高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者などが優先的に接種できる仕組みづくりを進めること。

### **(4) インフルエンザワクチンの安定供給の確保**

季節性インフルエンザと新型コロナウイルスとの同時流行を回避するためには、予防接種によるインフルエンザの流行抑制が有効であることから、ワクチンの需要増大に対応できるよう、十分な量を安定的に供給すること。

### **(5) 医療機関等への医療用資機材の安定供給体制の確保**

医療機関等における感染防止のため、医療用マスクや消毒用アルコール、防護服等の資材やHEPAフィルタ等機材について、安定した供給体制を確保すること。

### **(6) 保健所機能の充実・強化**

感染症法に基づく積極的疫学調査、さらには自宅待機や健康観察等に対して協力が得られないケースが見受けられることから、実効性を担保するため法的措置を設けるなどの改善を行うこと。

また、これら積極的疫学調査や相談対応などの専門的知識や技術を習得した専門人材や保健師等を安定的に育成・確保できるよう、研修体制の整備を行うこと。

さらにHERSYSの入力項目の見直しなどにより入力時の負担を軽減するとともに、データの分析など有効活用に向けたシステムの改善を図ること。

## (7) 偏見・差別行為等の排除

感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者、介護・福祉サービス等の従事者や家族に対する偏見や差別は決して許されるものではないことから、国民への正しい情報の提供など風評被害の防止対策を行うとともに、相談窓口の充実・強化など差別・偏見を受けた方の人権を守る対策を講じること。

## 2 学校・高齢者施設等における感染防止対策の強化

《文部科学省／厚生労働省》

- コロナの存在を前提として、社会経済活動を段階的に引き上げていくためには、何よりもまず県民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大に備えた万全の対策が必要である。
- 特に、クラスターの発生リスクが高い学校や高齢者が利用する施設においては、引き続き、徹底した感染防止対策を講じていく必要がある。
- ついては、こうした対策が継続的に実施できるよう、感染防止対策の充実・強化に向けた国の支援等について要望する。

### (1) 社会福祉施設等における感染防止対策への支援

社会福祉施設等で感染が生じた場合、重症化やクラスター化のおそれが高く、徹底した感染防止対策が必要となることから、引き続き、国の責任において、こうした施設等への衛生・防護用品の安定的な供給に努めるとともに、感染防止対策に取り組む社会福祉施設等への新たな報酬加算を含めた財政支援の充実を図ること。

### (2) 幼稚園・学校における感染防止対策への支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中であっても、幼児教育段階から高等教育段階の各学校においては、様々な場面で、きめ細やかな感染予防対策を徹底した上で教育活動を実践し、幼児・児童・生徒の「学びの保障」に最大限取り組んでいく必要がある。

このため、国においては、各幼稚園・学校が、感染拡大防止のための保健衛生用品の購入や衛生環境の改善に向けた施設改修などに年度当初より計画的かつ的確に取り組めるよう、十分な予算を確保すること。



### 3 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実

《内閣府／厚生労働省／経済産業省》

- 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、社会経済活動の回復は依然として厳しい状況が続いており、中小企業においては、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化も懸念されている。
- また、有効求人倍率の低下が全国的に続き、山口県も例外ではないところであるが、今後、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、求職者の増大の未然防止のため、雇用調整助成金の活用等により、事業者による雇用の維持が必要となっている。
- ついては、本県中小企業の持続的な事業活動と雇用の維持・確保に向け、国による支援を要望する。

#### (1) 中小企業に対する金融支援制度の継続的な運用

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、中小企業の資金繰りに対する金融支援を適切に行っていく必要がある。

各都道府県においては、政府系金融機関の融資を補完するため、国制度を活用した「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設や独自の制度により、中小企業の資金繰りを支援しているところであるが、これらの資金については、将来にわたり多額の財政負担が生じることが危惧される。

このため、中小企業に対する資金繰り支援を継続的に実施できるよう、以下の4点について要望する。

- ① 民間金融機関による実質無利子・無担保融資の取扱期間の延長等
  - ・都道府県制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱期間を延長するなど金融支援を継続すること。
- ② 信用保証協会への損失補償に係る財政支援措置
  - ・信用保証協会への損失補償を、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の基金の対象事業とし、当該事業に係る基金の設置期間を、損失補償に係る制度融資の融資期間が終了するまでとするなどの財政支

援措置を講じること。

- ・日本政策金融公庫の中小企業信用保険に係る保険填補率の引き上げを行うこと。

③ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において基金の対象とされている信用保証料補助事業の基金設置期間の延長等

- ・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において基金の対象事業とされている信用保証料補助事業に係る基金の設置期間を、信用保証料補助事業に係る制度融資の融資期間が終了するまでとするなどの保証料補助に係る財政支援措置を講じること。

④ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」等の預託原資調達に伴う借入金利息負担の軽減に係る財政支援措置

- ・「新型コロナウイルス感染症対応資金」等制度融資の預託原資調達に伴う借入金利息を「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象とするなど、負担軽減に係る財政支援措置を講じること。

## (2) 雇用対策の充実

今後、雇用情勢の更なる悪化が懸念されることから、今年12月末まで延長された雇用調整助成金の緊急対応期間について、雇用は遅行指数であるという認識に立ち、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

## 4 新型コロナウイルス感染症に係る地方財政支援について

《内閣官房／総務省》

- 県では、新型コロナウイルスの感染拡大による県民生活や県内経済への影響に適切に対処するため、緊急対策等に集中的な投資を行うこととし、これまで県が進めてきた行財政構造改革を一時凍結し、国の地方創生臨時交付金等も活用しながら、必要な対策を迅速に講じている。
- 感染の長期化を見据え、今後も適時適切に必要な追加対策を講じるとともに、強靱な県財政基盤を再構築し、「やまぐち維新プラン」や「第2期総合戦略」の取組を力強く推進できるよう、地方財政に対する格別な支援について要望する。

### (1) 減収補てん債制度の拡充

地方消費税は県税の約3割を占める基幹税であり、その減収は地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税を減収補てん債の対象に追加すること。

### (2) 今後必要となる対策への確実な財政支援

令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など、地方が必要となる財源について積極的に措置すること。併せて、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、柔軟で弾力的な運用を図ること。